

序章 計画策定の目的

1. 計画策定の背景と目的

大洲市は、平成 20 年(2008)に公布・施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）（以下、「歴史まちづくり法」という。）」に基づき、「大洲市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 24 年(2012) 3 月に国の認定を受けた。その後、1 度の変更認定を経て、10 年間にわたって貴重な資産である歴史的風致を維持向上していくための事業を実施し、文化財や歴史的景観を活かしたまちづくりに取り組んできた。

第 1 期計画中の取組みとしては、大洲城の石垣を初めとする文化財の保存修理や案内看板の整備、古民家の再生・活用、民間建築物ファサード整備及び郷土芸能保存会活動に対する補助、歴史的町並み保存対策調査を実施してきた。この成果として、文化財の修理やその周辺環境整備が進むとともに、空き家となった町家の活用により歴史的建造物や町並みの保存が図られ、観光客も増加した。

しかしながら、伝統工法による石垣改修は、文化財の価値を損失しないよう発掘調査や学術的な判断が必要なため、期間と費用を要することから完成に至っておらず、博物館施設(第 1 期計画記載事業名「歴史資料館整備事業」)についても建設地等の問題が解決せず着手できていない。

また、高齢化や人口減少に伴い、歴史的建造物の空き家化、滅失の進行、民俗芸能や伝統産業等の担い手不足が深刻な問題となっており、大洲市固有の歴史的風致を形成する町並みの保存、そして民俗芸能や伝統産業等の継承が難しくなっている。

更に、新たな課題として、大洲城の眺望や町並み景観の向上、文化財を巡る動線の整備等、文化財周辺の環境整備の意見が多く寄せられているため、この対策が急務となっている。

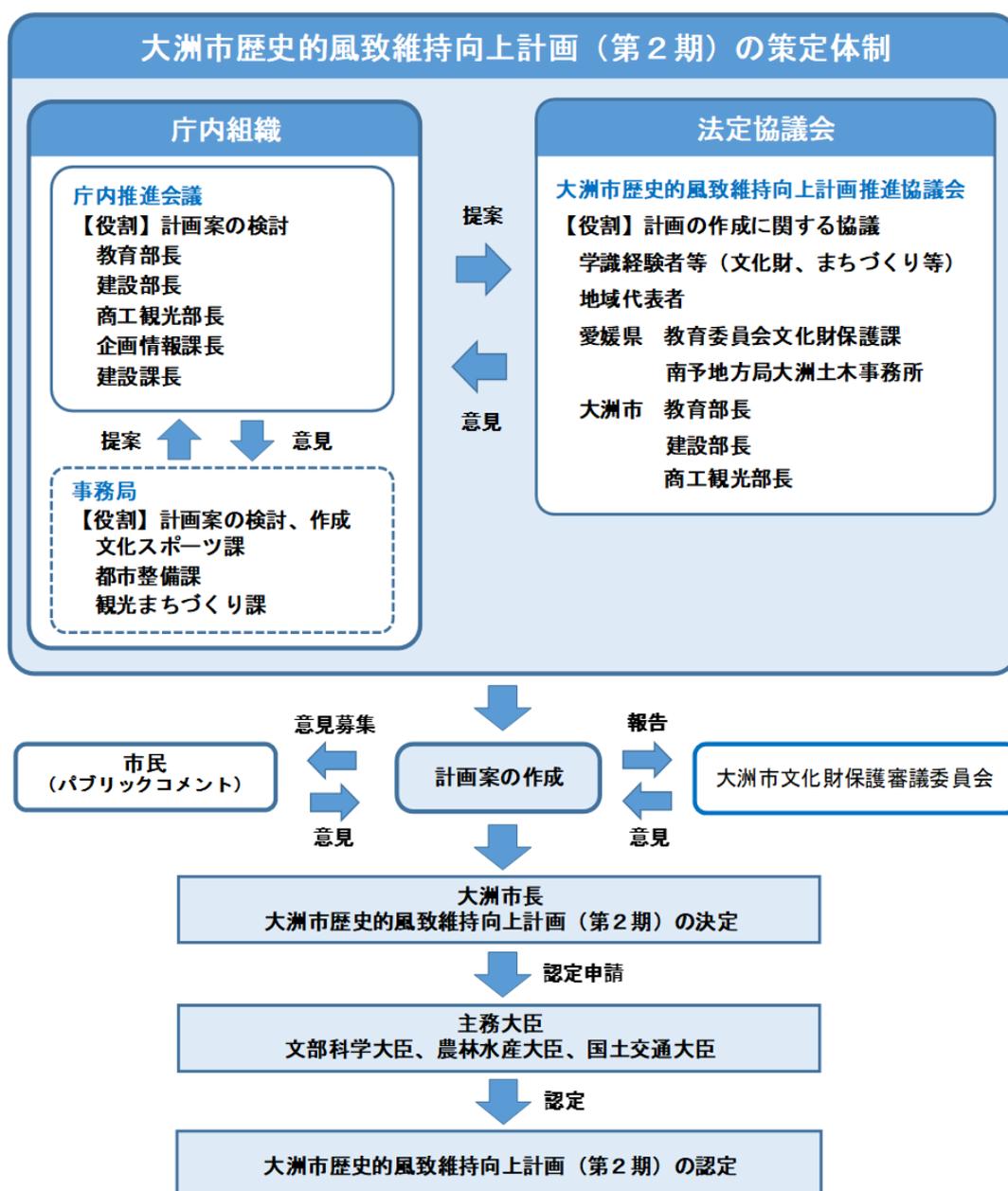
したがって、文化財の保存修理を継続するとともに、第 1 期計画の成果である歴史的町並み保存対策調査を基にした歴史的風致形成建造物の指定や、この保存修復に対する支援制度の創設により歴史的町並みの保存を図り、また、民俗芸能や伝統産業等の継承のための支援を強化し、更に新たな課題の解消により、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るため「大洲市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」を策定する。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和 4 年度（2022）から令和 13 年度（2031）までの 10 年間とする。

3. 計画の策定体制

本計画策定においては、文化スポーツ課（文化財担当課）、都市整備課及び観光まちづくり課（以上、まちづくり担当課）で組織する担当者会において作成した素案を基に、関係する部長及び課長で組織した大洲市歴史的風致維持向上計画庁内推進会議（以下、庁内会議という。）において検討を行うとともに大洲市文化財保護審議委員会へ意見聴取し、学識経験者等、地域コミュニティ団体、歴史・風土・まちづくりに関連する団体、愛媛県及び大洲市の関係職員で組織する大洲市歴史的風致維持向上計画推進協議会（以下、法定協議会（歴史まちづくり法第11条）という。）において計画（案）を取りまとめ、市民への意見募集を行い計画を策定した。



大洲市歴史的風致維持向上計画推進協議会

役 職	所 属	氏 名	備 考
会 長	大洲市文化財保護審議委員 会委員	菅 野 隆 次	学識経験者等
副会長	肱南自治会会長	山 内 勝 之	地域における コミュニティ団体
委 員	岡山理科大学教授	江 面 嗣 人	学識経験者
委 員	(元)大洲市都市計画審議 会委員	叶 本 正	学識経験者等
委 員	大洲史談会会長	今 井 要	歴史・風土・まちづく りに関連する団体
委 員	愛媛県教育委員会 文化財保護課主幹	日和佐 宣 正	愛媛県教育委員会
委 員	愛媛県南予地方局 大洲土木事務所長	片 上 靖	愛媛県まちづくり 担当部局
委 員	大洲市建設部長	谷 川 剛	市職員
委 員	大洲市商工観光部長	武 田 康 秀	市職員
委 員	大洲市教育部長	井 上 徹	市職員

4. 計画策定（変更）の経緯

（１）第１期計画

平成 24 年 3 月 5 日	大洲市歴史的風致維持向上計画の認定
平成 25 年 11 月 20 日	大洲市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更の届出
平成 26 年 12 月 3 日	大洲市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更の届出
平成 29 年 3 月 22 日	大洲市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更の届出
平成 31 年 3 月 29 日	大洲市歴史的風致維持向上計画の変更認定

（２）第２期計画

令和 2 年度中	8 回の担当者会を開催（6 月～2 月）
令和 2 年度中	2 回の庁内会議を開催（5 月、3 月）
令和 3 年 2 月 16 日	大洲市文化財保護審議会に意見聴取
令和 3 年 3 月 25 日	法定会議を開催（意見聴取）
令和 3 年度中	4 回の担当者会を開催（5 月、7 月、12 月、2 月）
令和 3 年度中	3 回の庁内会議を開催（5 月、10 月、3 月）
令和 3 年度中	2 回の法定会議を開催（11 月、3 月）
令和 3 年 11 月 22 日	議会報告
令和 4 年 1 月 4 日～ 令和 4 年 2 月 3 日	パブリックコメント（意見募集）
令和 4 年 2 月 22 日	「大洲市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」の認定申請
令和 4 年 2 月 25 日	大洲市文化財保護審議会に報告
令和 4 年 3 月 22 日	「大洲市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」の認定